

令和8年度熊本市農業集落排水事業会計予算

令和8年度熊本市の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ303,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 分担金及び負担金		860
	10 分 担 金	860
20 使用料及び手数料		33,065
	10 使 用 料	33,065
25 県支出金		22,876
	10 県補助金	22,876
30 繰 入 金		223,970
	10 一般会計繰入金	223,970
60 市 債		22,800
	10 市 債	22,800
歳 入 合 計		303,571

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	22,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還することがあ る。
計	22,800			